

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
29	Ⅱ. 盛岡市ごみ減量推進基金 (3) 当基金の積立額の目標設定について 当基金の積立目標額を3億円と設定していること、および当該基金の残高を高額なまま維持しておくことの明確な根拠はないと判断せざるを得ない。あくまでも、将来予定されているごみの減量施策に要する資金を推計してそれを目標に積み立てを行うべきである。また、余分な積立額は取り崩して一般財源として活用する方策の検討を加速すべきである。さらに、将来必要な施設の設備基金の積立については、別に設定することが望ましい。 今後、同条例の改正、もしくは指針の作成等により、具体的な取崩（運用）内容を明らかにするとともに、予め基金の設定目的に合致した積立目標額を検討し、積み立てを行うべきである。	ごみ減量推進基金は、平成23年4月1日に廃止し、ごみの資源化、再生利用等のごみ減量施策の目的を包含した盛岡市地球温暖化対策地方公共団体実行計画の推進に要する経費の財源に充てるため、地球温暖化対策実行計画推進基金に引き継ぎ、新たに運用する予定としております。 また、ごみ減量推進基金は、将来必要な施設の設備建設基金として設置したものではなく、現在のところ別途設定する予定はありません。 運用基準については基金実施要領等を定めることとし、積立目標額については、現在定めておりませんが、磁性物の売払収入などにより積立金の確保に努めてまいります。 (資源循環推進課)	○措置済 ごみ減量推進基金は、平成23年4月1日に廃止し、「盛岡市地球温暖化対策実行計画推進基金条例」を同日付で設立し、引き継いだ上で新たに運用しております。 (資源循環推進課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
40	IV. 事業系一般廃棄物の処分手数料 (2) 事業系一般廃棄物の処分手数料の負担率のあり方について 事業者のごみ処理手数料を単位当たり処分原価の40%とする現状の再検討をし、また、処分原価の変動に応じて定期的な手数料水準の検討が必要である。さらに、負担額を処分原価に対してどの程度の割合とするかの継続的な検討を行うべきである。	処分原価に対する事業者の負担率については、現状での経費等を基に定期的に算出してまいります。 また、手数料水準については、40%の現状も含めて、減少傾向にある事業系ごみの搬入量の推移や経済動向を注視しながら継続的に調査・検討してまいります。 (廃棄物対策課)	○措置済 現在、最新の処分原価の算出作業を進めており、処分原価に対する事業者の負担率を明確にした上で、減少傾向にある事業系ごみの搬入量や経済動向を考慮に入れた手数料水準のあり方を検討してまいります。 (廃棄物対策課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
52	VI. 資源ごみの回収事業 (2) 集団資源回収の経済的合理性について 缶については今後も買取相場の高値が続くようであれば、行政回収とすることも視野に入れて、今後の措置を検討すべきである。	資源集団回収は、家庭や地域のコミュニケーションが深まり、リサイクル意識が高揚するなどの啓発効果があることから、今後も資源集団回収を積極的に推進することとしております。したがって、一部の品目だけを行政回収とすることは、考えておりません。 (資源循環推進課)	○措置済 資源集団回収は、家庭や地域のコミュニケーションが深まり、リサイクル意識が高揚するなどの啓発効果があることから、今後も資源集団回収を積極的に推進することとしております。 (資源循環推進課)
62	VII. 盛岡市清掃事業における外注業務 (2) 発注の必要性及び業者選定理由の妥当性について ②塵芥収集車に備え置くべき備品整理票がないものがあつた。盛岡市財務規則第206条により備品整理票は、備え置くべきである。また、固定資産の管理として、年に1度程度は現物と備品整理票との一致を確かめるべきである。	適正な備品管理をするため、定期的に現物と備品整理票の突合せを実施してまいります。 (門収集センター)	○措置済 備品管理のため、年度末に現物と備品整理票の確認を実施し、一致を確認しております。 (収集センター)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
69	VIII. 保有車両 (1) 塵芥収集車両の買換えについて 車両の買換えは購入時からの経過年数や走行距離等の車両状態を所管施設・課において勘案して起案されているが、買換えの購入基準が明確でない。買換え基準を環境部の内規として明確に設定するとともに、除却対象車両に売却価値が生ずるようであれば、買換えの是非について更に詳細な検討を加えるなど、車両の有効利用をより徹底させる措置を講ずるべきである。 また、塵芥収集業務は順次民間への委託を進めていることから、委託の状況を踏まえた適切な台数の塵芥収集車を保有すべく、新規購入の要否を判断すべきである。	塵芥収集車の買換え基準は、概ね15万k mを超える8年とし、計画的に買い換えを進めることとしております。 売却価格については、購入業者の判断により大きく異なるものであります。 新規購入は、基準に沿った購入計画及び民間委託の推進状況を踏まえて適切に判断してまいります。 (資源循環推進課)	○措置済 今後も塵芥収集車の買換え基準及び更新計画に基づき、民間委託の推進状況をふまえながら買換えを進めてまいります。 (資源循環推進課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
74	IX. 盛岡市クリーンセンター（ごみ焼却施設） IX-1. 施設管理運営について (1) ごみ焼却炉管理業務について 分別やリサイクルの推進により、ごみ焼却量が減少傾向にあるため、将来において焼却施設の更新等を行う際は、焼却処理能力について適正水準の検討が必要になると思われる。 (2) 備品管理について ① 一致内容が報告されていた事項 管理データと現物とに複数の不一致が認められ、現品と備品データを平成21年度に一致させてはいるが、備品の取得年月はかなり古い時期であり、長期間にわたり備品管理が不徹底であったといえる。例えば、年1回程度の現物と備品データの照合等、定期的な管理が必要である。 また、「返納理由」欄の「※」印部分は、その記入がなされていなかった。その内容を確認する必要がある。	将来のごみ焼却施設の処理能力については、今後予定されているごみ処理広域化計画策定のなかで、十分な検討を行ってまいります。 (クリーンセンター) 備品の管理データと現物の不一致については、平成21年度に既に是正しております。その後は、定期的に台帳と現品のチェックを実施し、備品管理を徹底しております。 (クリーンセンター、リサイクルセンター) また、返納理由の記載漏れがないよう、事務処理の適正な執行に努めてまいります。 (リサイクルセンター)	○措置済 今後予定されているごみ処理広域化計画策定のなかで、十分な検討をおこなってまいります。 (クリーンセンター) ○措置済 備品の管理データと現物の突合を実施し、毎年度定期的に台帳と現品のチェックを実施することとして、備品管理を徹底しました。 (クリーンセンター、リサイクルセンター) ○措置済 また、返納理由の記載漏れにつきましては是正しており、今後は事務処理の適正な執行に努めております。 (リサイクルセンター)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
77	② 公印の管理について 公印の保有状況は総務課で管理しており、備品データは会計課で管理している。クリーンセンターに保管されている公印は、現在の施設の建設当時の主管課長である「建設推進室長」の印であった。建設が完了し、クリーンセンターが稼働するとともに名称変更となり、他の名称へと変更していたため、本来は担当課が自ら総務課へ返納し、さらに会計課へ備品データ処理の依頼をすべきところを怠っていた。特に今回の場合は、課長印を廃止した際に、総務課では課長印の返納依頼の通知を行っていた。 「盛岡市クリーンセンター所長」印に関しては、現物を総務課へ返納したにもかかわらず、会計課へ備品返納に関する処理を失念し、備品データには計上されたままとなっていた。今後の返納や備品データへの登録処理が生じた際には、確実かつ正確に行う必要がある。	公印については、廃止した際は総務課へ確実に返納するとともに、備品としての返納手続きも適切に行ってまいります。 (クリーンセンター)	○措置済 公印については、廃止した印を総務課へ返納しました。 備品としての返納手続きについても、既に実施しております。 (クリーンセンター)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
78	(4) 貸与物品について クリーンセンターで作成している被服管理台帳は、被服等の種類、貸与時期及び数量に関する貸与実績を記載するものである。しかし、現物の被服等に貸与年月日及び記号番号を付して交付しておらず、また、返納されるべき使用済みの被服は汚れが激しく再使用は不可能との判断から、実際には返納を強制せず、各人で処分することが慣行となっている。 リサイクルセンターでもクリーンセンターと同様の実態であった。こうした実態は「盛岡市職員被服等貸与規程」の規定に反するものである。 また、現在作成している被服管理台帳は払出の記録簿であり、返納や在庫の管理は行っていない。こうした管理台帳は同規程の定めに準拠したものといえない。同規程の趣旨を踏まえ、各人からの返納処理を徹底し、再使用不能なものは処分の顛末を確認して記録するなど、管理を適切に実施する必要がある。	「盛岡市職員被服等貸与規程」の規定に基づき、被服等には貸与年月日及び記号番号を付して交付することとし、管理簿については、現在の被服管理台帳を改め、返納等も記録する管理簿を整備するなど、適切に管理してまいります。 (クリーンセンター、リサイクルセンター)	○措置済 規程に基づいた管理簿を整備し、被服等には記号番号・貸与年月日を付し管理しております。 (クリーンセンター、リサイクルセンター)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
78	(5) 過積載車及び分別事業者に対する対応について クリーンセンターにごみを搬入する許可業者の車の過積載の改善が進まないのであれば、道路交通法による過積載の取締りを行う県警への通報を行うなど、過積載の撲滅に向けて一層強い姿勢で臨む必要がある。	直営や委託業者については法令順守の注意喚起を行った結果、過積載の状況は改善されておりますが、今後さらに、許可業者に対しましても、許可更新時等の機会を利用して指導を徹底し、場合によっては県警への通報等も検討してまいります。 (廃棄物対策課)	●未措置 クリーンセンターのシステムでは重量計量時には過積載の状況が分からないため、後日クリーンセンターから送付される過積載車のデータを基に状況の把握に努めており、過積載警告の通知文書の送付や過積載該当業者の許可申請の機会等を利用して指導していくこととしております。 (廃棄物対策課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
81	IX－２．ごみ焼却業務関連契約について ごみ焼却業務関連の随意契約における契約単価の検討について 焼却関連業務委託契約の大部分が随意契約となる主な要因は、焼却施設が性能要件や必要処理能力等の特性に応じて個別受注生産される汎用性のないものであり、その施設の修繕・保守管理には特許権を有する設計施工業者が開発した特殊な部品が使用される結果、施工業者以外の業者では交換部品の手配から設置、保守に至るまで対応できない点にあるということが言える。 このような状況から、担当課では随意契約となる当該業務又は工事における単価等に関する情報が設計施工業者のものに限定され、複数業者の単価等の比較が困難な状況にある。 契約金額の積算は一定の方法で実施してはいるが、更なる適正化、低減化のために、他市の契約金額の情報収集による比較検討等の更に深い検討を要する。	積算については現在、全国都市清掃会議発行の廃棄物処理施設点検補修工事積算要領や公共工事設計標準労務単価表等に基づき実施しており、積算金額つきましては、これまでも低減化に努めてまいりましたが、さらなる適正化・低減化について検討するため、他都市の積算方法等の情報収集を行ってまいります。 (クリーンセンター)	○措置済 本市と同等の処理能力を有する施設を対象に調査を行ないながら検討を深めてまいります。 (クリーンセンター)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
88	X. 盛岡市余熱利用健康増進センター「ゆぴあす」 X―1. 施設の概要及び指定管理者の選定について (2) 平成21年度指定時に、応募者が1団体のみであった点について 平成21年度指定時、平成18年度の制度導入時からの指定管理者が応募せず、結果として1団体のみの応募となった理由の要因分析、事業運営上の主な障害となった事項の把握、及び複数団体が応募するような指定管理者制度の運用上の条件整備の必要性等の検討が十分に行われていないと考えられる。それまでの指定管理者が応募をとりやめた理由が、仮にゆぴあすに関する指定管理者制度の運用に起因するものであったのであれば、市としてはその運用の改善につき対応を検討し、複数の事業者が応募する環境整備を行うことが求められる。連絡会議で複数の事業者が応募する環境整備について協議し、市全体としての指定管理者制度の運用改善に活かす取り組みも必要であろう。	指定管理者制度は、民間事業者の創意工夫を喚起し、より良い公共施設の管理運営を目指すものでありますことから、適切な競争性が発揮されるよう、他都市の事例も参考に、申請者が減少した原因の把握に努めてまいります。 なお、平成20年度に前指定管理者が応募しなかった理由については、ゆぴあすに関する指定管理者制度の運用に起因するものではないと先方より聞いております。 (クリーンセンター・行政経営課)	○措置済 申請者の増減については、他都市の事例の把握に努めましたが、その時々 の社会経済情勢に左右されることも想定され、一概に原因を把握することは困難ではありますが、今後においても適切な競争性が発揮されるよう、リスク分担の見直しなど、制度の運用上の条件整備に努めてまいります。 なお、今年度、当該施設への指定管理者への申請が複数団体あり、結果的には前回より申請団体が増加したところ です。 (クリーンセンター・行政経営課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
	X-3. ゆびあすにおけるモニタリング業務について (1) 市によるモニタリングの合規性について 仕様書において、年次の事業報告書は検証後に公表される旨定められているが、この公表がなされていない。検証結果とともに、市のホームページ（ウェブもりおか）等に掲載する必要がある。 (2) 指定管理者自体の経営状態の確認について 指定管理事業にかかる収支状況については月次報告書や年次の事業報告書に記載され報告されるものの、指定管理者自体の経営状況については特に報告の対象とはされていない。指定管理者自体の決算後、速やかに財務書類等の提出を求め、その経営状況が、指定管理者として安定的・継続的にサービスを提供できる状態にあるかどうかを確認する手続きを実施すべきである。	早期にモニタリングする項目や公表内容等を検討し、実施してまいります。 (クリーンセンター) 事業報告書等の提出時に財務書類の提出を求めるなど、定期的に経営状況の把握に努めてまいります。 (行政経営課)	○措置済 モニタリングについては、施設所管課等から意見を聴取し制度構築を行い、平成23年度より試行することとしており、この試行にあわせて当該施設についても、項目や公表内容を検討しながら実施することとしました。 (クリーンセンター・行政経営課) ○措置済 当該施設の指定管理者の平成22年度分については、財務書類の提出を求め経営状況の確認を行ないました。 他施設の指定管理者の経営状況についても、必要に応じて定期的に財務書類の提出を求め、経営状況の把握に努めることとしました。 (クリーンセンター・行政経営課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
96	(3) 備品の管理について ○ 市の会計課で作成する「備品リスト」と、指定管理者で作成する「備品管理簿」の2種類の台帳が存在し、管理番号もそれぞれの台帳ごとに付されている。市に帰属する備品については会計課作成の台帳に一本化して指定管理者もこれを使用し、指定管理者に帰属する備品については、市に帰属する備品とは明確に区分するかたちで指定管理者において台帳を整備すべきである。 ○ 備品管理に関する具体的な方針が定められておらず、現物と台帳の定期的な突合なども実施されていない。指定管理者自身が備品の現存状況の把握とその記録の保存につき体制を整備することはもちろんであるが、市においても、年に一度は現物と台帳の突合に立ち会うなど、モニタリングの一環としての関与を検討すべきである。	市に帰属する備品については、市の「備品リスト」により管理してまいります。 また、指定管理者に帰属する備品については、指定管理者が管理する台帳を整備するよう指導してまいります。 帳簿と現物の突合せについても、定期的実施するよう指定管理者に指導するほか、市でも立ち会う等の対応を行ってまいります。 (クリーンセンター)	○措置済 市に帰属する備品については、市の「備品リスト」に台帳を一本化しました。 指定管理者に帰属する備品は指定管理者が台帳を整備し管理しております。 台帳と現物の突合についても立ち会ってまいります。 (クリーンセンター)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
97	(4) 業務の再委託に係る契約事務について 年度を通じて継続する業務について、次の2業務につき契約書が交わされていなかった。 ・入退場管理装置等保守点検業務 ・浴場サウナ・マット賃借 両業務とも年間を通じて継続する業務であり、委託先業者との不測のトラブルを回避する必要からも、委託業務の内容・範囲や報告に関する事項、リスク分担等を明確にしたうえで契約書として交わす必要がある。	指摘のありました平成22年度分の2業務については、契約書を取り交わすよう指導し、是正されております。 (クリーンセンター)	○措置済 指摘のありました平成22年度分の2業務については、契約書を取り交わすよう指導し、是正されております。 今後とも年度を通じて継続する業務については契約書を取り交わすよう指導してまいります。 (クリーンセンター)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
103	X I. 盛岡市リサイクルセンター（資源ごみ分別施設、粗大ごみ処理施設、廃棄物処分場） (2) つり銭の管理について 日々の現金（つり銭）管理については、ごみの搬入手数料の受入れがあった日以外はつり銭残高3万円の現物確認を行っておらず、また、現金出納簿を設けての記帳もしていない。現金の現物確認は搬入手数料の受入れの事実の有無にかかわらず毎日、受付業務終了後、受付担当者以外の事務担当者が行うべきであり、また、同時に現金出納簿への記帳も行うべきである。	現金出納簿を作成し、毎日受付業務終了後、事務担当者が確認及び記帳を行い所長の確認を得る事に改善いたします。 (リサイクルセンター)	○措置済 受付担当以外の事務担当者がレジを閉める際に、つり銭の残高や金種の確認をし、新たに作成したつり銭管理簿に記帳し、所属長の確認を得るよう改め、適切な事務処理に努めております。 (リサイクルセンター)
105	(5) 使用済み乾電池の処理について 市が全都清の会員となった1986年以来、継続して野村興産株式会社と随意契約を行っているが、乾電池の処理方法の見直しは行われていない。同業者に関する情報を収集し乾電池処理に係る総費用の見積もりを比較する等、委託業者の見直しに係る検討を定期的に行うべきである。	全国都市清掃会議における広域回収処理事業として、会員市町村が処理を委託する仕組みであり、今後も同様の処理を進めながら、他都市の処理状況を調査するなど、必要な検討を続けてまいります。 (リサイクルセンター)	○措置済 使用済み乾電池については、水銀を含んでいる外国産の電池が流通している状況もあり、他都市の処理方法の調査結果を踏まえ、今後も従来と同様の処理による再資源化を進めます。 (リサイクルセンター)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
105	(6) ペットボトルの処理について ペットボトルのリサイクル処理に係る収入又は委託料の価格変動は激しく、引渡し先によって市の損益に与える影響が大きいと十分な検討が必要と思われる。	容器包装リサイクル法に基づく基本方針により、容器包装リサイクル協会に円滑な引渡しを行うこととされており、今後も同様の処理を進めながら、必要に応じて検討を続けてまいります。 (資源循環推進課)	○措置済 容器包装リサイクル法に基づく基本方針により、容器包装リサイクル協会に円滑な引渡しを行うこととされており、今後も同様の処理を進めてまいります。 (資源循環推進課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
109	X II. 盛岡市玉山廃棄物処分場 (1) 浸出水処理関連の薬品の管理について 浸出水処理に用いる薬品の現物数と、管理台帳の記帳数が異なっている品目があった。薬品の管理台帳における受払記録の徹底と定期的な現物確認の徹底を要する。	受払記録簿は、常に記録できるよう日常現場への備え付けとし、受払記録内容と現物数を担当職員が毎月末に現場確認するとともに、結果を書面で所属長に報告することを徹底してまいります。 (税務住民課)	○措置済 措置計画どおり実施しております。 (税務住民課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
113	XⅢ. 収集センター（三ツ割収集センター、門収集センター） (1) 人事管理について ③ 始業前に押印すべき当日出勤していた職員の押印欄が空白であるものがあった。出勤時の出勤簿への押印は盛岡市職員服務規程で定められていることから、各収集センターの所長は各職員等に対し、出勤簿への押印を始業前に行うというルール の順守を徹底させるべきである。 (2) 粗大ごみの料金収集業務について ② 金券に準ずるともいえる処理券の保管場所がカギのかからない書類棚である点、鍵のかかる場所で保管するように改善すべきである。	出勤簿を適正に管理し，規程の順守を徹底してまいります。 (三ツ割収集センター，門収集センター) 粗大ごみ処理券を適切に管理するため，鍵のかかる保管場所を確保し，保管いたします。 (資源循環推進課)	○措置済 各職員に対し、出勤簿への押印を始業前に行うというルール の順守を朝礼において再確認しております。 (収集センター) ○措置済 粗大ごみ処理券について，課執務室内の錠付保管庫に保管しております。 (資源循環推進課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
114	(3) 旧清掃工場施設の解体の必要性について ① 三ツ割清掃工場施設は老朽化により、地震等に起因する建物崩壊の危険性があり、補修工事の要否を調査・検討すべきである。 ② 両センター内にある旧施設の休日や平日夜間の防犯の措置を検討すべきである。 ③ 両センター内にある旧施設は地震等に起因する建物崩壊の危険性があり、具体的な内容を含む総合的な計画の策定を開始すべきである。	①建物崩壊の危険性除去を目的とした補修工事の要否について、早急に調査・検討いたします。 ②センター内の旧施設については、施錠しており中に入ることはできませんが、両施設の統合に合わせて早急に防犯対策を検討してまいります。 ③現在、廃棄物処理施設全体の整備構想を検討しており、その中で旧施設解体に向けた具体的な計画を策定してまいります。 (廃棄物対策課)	○措置済 ①当課職員の調査の結果、旧門清掃工場の崩壊の危険性は極めて低いものの、灰出し設備については早急な対応が必要と判断しましたので、平成23年6月に危険性除去等を目的とした補修を実施いたしました。 また、旧三ツ割清掃工場は、施設が門に統合されることから本年度中に閉鎖することとしております。 (廃棄物対策課) ●未措置 ②平成23年4月に両センターは統合されましたが、センター施設の門への統合は遅れており、閉鎖される三ツ割の施設も含め、統合時期に合わせて必要な防犯措置を検討しているところであります。 (廃棄物対策課) ○措置済 ③現在、廃棄物処理施設全体の整備構想が固まり、庁内でコンセンサスを得ながら、具体的な計画を策定し、早期解体を進めることとしております。 (廃棄物対策課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
23	I. 盛岡市分別収集計画及びこれに基づくごみの分類・収集（ルール等） (1) せん定枝等粉砕機について 貸し出し件数が年々減少傾向にあり、機械を市が購入する必要があったのか、疑問である。機器等の購入に際しては、市民の要望が大きい事項に限り、公共性の観点から購入の必要性を慎重に検討することが望ましい。	チップや腐葉土として利用する自家処理を目的に導入したものであり、最近の利用率低下を踏まえ、利用者からのアンケート調査を基に、今後のあり方を検討してまいります。 (資源循環推進課)	○措置済 アンケートの結果から、音がうるさいことや太い枝に対応できないことにより利用が伸びていないため、需要やチップの活用方法など今後のあり方を検討しております。 なお、今後も市民等が利用するための機器等の購入にあたりましては、公共性の観点を含め検討してまいります。 (資源循環推進課)
24	(2) 資源ごみの収集運搬について 収集ブロックの設定及び収集方法の当初決定時に収集コストの試算等により最も効率的な方法を選択したのか疑問が残る。現在のごみを取り巻く環境の変化を総合的に加味して達成すべき優先順位を明らかにし、多様な方法の実行可能性及び経費の試算を行って最も効率的な方法を選択するための検討が望まれる。	資源ごみの効率的な収集の検討に当たっては、収集運搬後の分別処理施設の機能を考慮したものであり、今後は、早期収集を優先しながらも、さらに効率的な収集方法の検討を行い、経費比較等の検討を行ってまいります。 (資源循環推進課)	○措置済 収集ブロックの設定及び収集方法については、早期収集を最優先に可燃・不燃等を含めた効率的な収集方法について、経費の試算も含め検討しております。 (資源循環推進課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
25	(3) 生ごみの排出の抑制を促進するための各方策に係る経済的な合理性について 地域循環型生ごみ処理推進事業について業務用生ごみ処理機を設置し、生ごみを堆肥化して資源として地域で活用する事業を行っているが、当該事業に係る支出は公共性・公平性の観点及び経済的な合理性の観点から疑問がある。将来の経費と事業の効果に特に重点をおいたモニタリングが行われるべきであり、事業の見直しの機会を確保しておく必要がある。今後の事業拡大の道筋が不透明な状況であるならば、モデル地区住民と相談の上、事業の見直しを行うことを検討することが望ましい。	生ごみの資源化は、ごみ減量の有効な手段でありますことから、中野地区で地域循環型生ごみ処理推進事業を、モデル事業として実施しているものです。将来の経費、事業効果について、事業の検証を行うとともに、さらに集合住宅においてもモデル事業を実施し、検証を行いながら、今後の方針を検討してまいります。 (資源循環推進課)	○措置済 郊外型住宅地域である中野地区でモニタリングを継続しながら利用者拡大を図るとともに、事業の検討結果を踏まえて、新たに処理機までの距離が近い集合住宅を対象とした大型生ごみ処理機を設置することとしております。なお、集合住宅への設置時期については、23年度11月末を予定しています。 (資源循環推進課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
33	Ⅲ．一部事務組合への負担金等の支出について 容器包装リサイクル事業から玉山区が対象外になっていることについて 容器包装リサイクル事業について玉山区を施策の対象とすることが、市全体としての重要施策であることを市民全体に認知してもらえらることにつながることから、全市を挙げてごみ減量とリサイクル徹底のため、早急に玉山区の実態に合った収集方法等を立案して対象とすべきである。	玉山区での紙製・プラスチック製容器包装リサイクル事業実施については、玉山区とともにごみの中間処理を行っている岩手町と足並みをそろえて実施する必要があることから、引き続き岩手町や岩手・玉山環境組合と分別収集の拡大の実現に向け、協議を進めてまいります。 (廃棄物対策課)	●未措置 岩手・玉山環境組合の中で共同処理できるよう岩手町や同組合に対し、分別の実施に向けた情報提供や施設見学は既に実施済みですが、現段階で岩手町に実施に向けた具体的な計画がないため、3者が集まる会議において申し入れを行うなど、引き続き実現を目指し粘り強く協議を進めてまいります。 (廃棄物対策課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
41	IV. 事業系一般廃棄物の処分手数料 事業系一般廃棄物の処分手数料の算定根拠について経済的合理性の観点からは負担率について処分原価を適正に算出した上で、その100%に設定することが望ましいが、事業者の経営圧迫や不法投棄の増加といった懸念があることから、事業者に100%を負担させない処分手数料とした場合には、一般市民の負担額（処分手数料）についての算定根拠及び負担理由を説明する必要がある。	市民に対し、ごみの収集運搬や焼却の経費などと併せて、さまざまな機会を利用して説明いたします。 (廃棄物対策課)	●未措置 現在、ごみの収集運搬や焼却の経費を算出する作業をしており、この結果を基に、毎年の清掃事業概要等に記載するなど、情報提供していくこととしております。 (廃棄物対策課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
49	V. 家庭系ごみの有料化についての検討 家庭系ごみの有料化の要否に係る今後の検討について 市全体として家庭系ごみの有料化が必要であるとの判断に至った場合は、盛岡地域、都南地域及び玉山区も足並みを揃えての実施が望ましいが、ごみの減量目標の達成及び清掃事業の経済合理性を追求する観点から、実施可能な地域区だけでも先行して有料化をすることも、選択肢から除外すべきではないと考える。	盛岡市の家庭系ごみ排出量は減少傾向が続いており、現在、有料化の計画はありません。なお、仮に有料化を検討する場合には、市民の負担の公平性の観点から、全域での実施を前提として検討してまいります。 (廃棄物対策課)	○措置済 現在、家庭系ごみの排出量の減少が続いている状況でごみの有料化の計画はありませんが、有料化を検討する場合は、市内全域での実施を前提として検討することとしております。 (廃棄物対策課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
56	VI. 資源ごみの回収事業 資源ごみの回収コストに係る定期的な検討の必要性について 集団資源回収はごみ減量や地域コミュニケーションを高めるといった主要な目的はあるが、同時に資源ごみの回収に関する経済合理性の観点からのモニタリングや定期的な検討が必要である。今後は、収集コストの把握、報奨金の適正額等に関する定期的な検討を行うべきである。この検討には、資源ごみの種類ごとの回収コストの試算結果、または資源ごみ全体としての回収コストの試算結果を基準に検討する等様々な方式が考えられるが、行政回収のコストの範囲なども含め、予め検討方法を決めておくべきである。	資源集団回収は、家庭や地域のコミュニケーションが深まり、リサイクル意識が高揚するなどの啓発効果があることから、今後も資源集団回収を積極的に推進することとしており、経済合理性の観点から検討を行う予定はありません。行政回収については、収集品目の混載など収集方法の多様な可能性を検証しながら収集コストの把握を行うとともに、コスト試算の方法等、定期的な検討方法の検討を行ってまいります。 (資源循環推進課)	●未措置 行政回収については、行政回収コストの範囲なども含め、年度内に検討方法を決定します。 (資源循環推進課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
64	VII. 盛岡市清掃事業における外注業務 (1) 盛岡市と外注業務の双方で行われている業務について 盛岡地域の1t当たり収集運搬原価は年々低減されてきてはいるが、平成20年度で都南地域の1.5倍にのぼっている。全量を委託している玉山区及び一部事務組合が収集している都南地域に比してまだまだ低減余地があると思われる。	委託業務について多面的に検証を進めながら計画的な委託の推進を図り、さらに効率的な収集体制となるよう検討し、収集運搬原価の低減に努めてまいります。 (資源循環推進課)	○措置済 委託効果や市民サービスの影響等の検証結果に基づき、委託業務を計画的に推進し、収集運搬原価の低減を図っております。 (資源循環推進課)
65	(2) 盛岡市一般廃棄物処理基本計画について 処理基本計画では、より経済的な収集業務を行うため、ごみ収集の民間委託の拡大とあるが、数値目標が明確でないなど、具体性に欠けている。より具体的な計画の策定が望まれる。	処理基本計画は概ね5年を目途に改定しており、平成23年度は改定時期となっております。 改定の際は目標の設定について、より具体的な計画になるよう、廃棄物対策審議会等での議論を踏まえて検討してまいります。 (廃棄物対策課)	○措置済 現在、処理基本計画は平成23年度の改定に向けて作業を進めておりますが、ごみ収集の民間委託の方針決定に基づき、処理基本計画に具体的な計画の記載を検討することとしております。 (廃棄物対策課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
65	(3) 外注契約のあり方について リサイクルセンターと玉山廃棄物処分場は、担当毎に別個に水質検査に係る契約締結している現状は経済性を損ねるおそれがある。業務委託をまとめることにより費用が低減する可能性があるため、業務区分全体の見直しの可否について検討すべきである。	リサイクルセンターにおいては、まとめられるものについて一括して契約しております。玉山廃棄物処分場においては、ダイオキシン類検査業務とそれ以外の水質検査業務をそれぞれで契約する方法としておりますことから、当該業務委託の実施にあたり業務の見直しと調整を図ってまいります。 (リサイクルセンター，税務住民課)	●未措置 玉山廃棄物処分場は、平成25年度から焼却灰の搬入が再び開始される予定となっておりますが、その管理運営方法について、現在検討しているところでございます。水質検査の契約方法につきましては、施設の管理運営方法の検討の中で全体的に費用が低減するように検討してまいりたいと考えております。 (税務住民課)
66	(4) 玉山区における一般廃棄物収集運搬業務委託について 玉山区の一般廃棄物収集運搬業務委託は、地域経済の影響等を考慮した合併協定に則り玉山区内に事業所を有する業者への随意契約により委託している現状にあるが、今後は地域経済に悪影響を及ぼさない方法で競争原理を導入する方策を可及的速やかに講じていくことが望まれる。	地域経済に悪影響を及ぼさない方法で、競争原理を導入する方策を検討してまいります。 (税務住民課)	○措置済 一般廃棄物収集運搬業務委託の業者選定につきましては、平成23年度から複数の業者から見積もり合わせの方法を導入し、地域経済に悪影響を及ぼさない方法で、競争原理が働くように改善いたしました。 (税務住民課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
79	IX. 盛岡市クリーンセンター（ごみ焼却施設） IX-1. 施設管理運営について 備品管理について 物品の処理については、物品の処理については、盛岡市財務規則に規定されており、規定上は廃棄物品が生じた場合、返納所管部署が会計課へ報告する必要があるが、現物の備品に備品整理票の貼り付けが漏れていたため備品と認識できず、結果として報告が漏れたと考えられる。備品管理の徹底と適時な備品棚卸の実施が望まれる。 また、公印に関しては、不正使用を防ぐ意味からも厳重な管理が求められる。公印の重要性に鑑みて、公印の印面を変更したとき又は公印を廃止したときは、公印の登録変更又は抹消することだけでなく、変更又は廃止した公印の現物も複数名立会のもと適切な手続を踏まえて処分する必要がある。	平成21年度において現品と備品データとの不一致は是正しておりますが、その後は、定期的に台帳と現品のチェックを実施し、備品管理を徹底しております。 また、公印に関しては、印面を変更したとき又は公印を廃止したときは、複数名立会のもと、適切に処理してまいります。 （クリーンセンター）	○措置済 現品と備品データとの不一致は、平成21年度において既に是正しております。 今後とも、公印を含め備品の管理については適切に行なってまいります。 （クリーンセンター）

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
82	IX－２．ごみ焼却業務関連契約について ごみ焼却炉管理業務に関連する随意契約について汎用性のない設備の設計施工は施工後の保守点検業務や改修工事の発注先業者が設計施工業者に特定されることが多いことから、次回の焼却施設の建設時には極めて慎重な検討が必要になる。	ごみ焼却施設は、性能発注によりプラントメーカー独自の技術を用いて個別に設計施工されるものでありますが、保守点検業務や改修工事については、可能な限り分割発注に努めております。次回建設時には、契約方法も含め慎重に検討してまいります。 （クリーンセンター）	次回建設時には、契約方法やP F I等の導入なども含め、慎重に検討してまいります。 （クリーンセンター）

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
90	X. 盛岡市余熱利用健康増進センター「ゆぴあす」 X-2. 利用料金の取扱いについて 利用料金制の趣旨に鑑みて、指定管理者が得た利用料金に対し一定の制限を設けることについては再検討の余地があるのではないかとと思われる。一部とはいえ収入の使途に制限があることは、指定管理者のインセンティブを損なうことにつながりかねない。 また、仕様書および協定書によれば、基準超過額は施設利用者に対するサービスの向上のための取組に充てることとなっており、この点は公共施設としての性格上合目的なものといえる。しかし、経営努力により得た利潤をさらなるサービス向上にどのように役立てるかは指定管理者の経営判断に委ね、その妥当性については適切なモニタリングを行うことにより評価し改善していくといった態勢整備を強化していく方が指定管理者制度導入の趣旨からいってもより実効的であろう。	利用料金収入の一部を利用者サービスの向上にどのように役立てるかについては、指定管理者の自主性を尊重しながら市と指定管理者で協議し、合意いただいた内容で決定することとしておりますことから、今後も同様に運用してまいります。 (行政経営課)	○措置済 利用料金制の取扱いについては、引き続き同様に運用しております。 (行政経営課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
106	X I. 盛岡市リサイクルセンター（資源ごみ分別施設、粗大ごみ処理施設、廃棄物処分場） (1) 使用済み乾電池の処理方法について 再資源化により得られる環境保護上の利点と発生する環境に対する有害な影響を比較し考慮した検討が必要である。また、再資源化ではなく埋立により処理している自治体もあることから処理方法について慎重に検討する必要がある。 (2) ペットボトルの財団法人日本容器包装リサイクル協会への引渡しについて 使用済みペットボトルのリサイクルに当たっては、再商品化事業者と直接取引を行うことの検討が必要と考える。また、現在高止まりしているプラスチックの再処理についても、将来はペットボトルと同様に再処理が容易で高額で取引が行われることがあれば、同様の検討が必要になる。	全国都市清掃会議における広域回収処理事業として、会員市町村が処理を委託する仕組みであり、今後も同様の処理を進めながら、他都市の処理方法の調査など、必要な検討を続けてまいります。 (資源循環推進課) 容器包装リサイクル法に基づく基本方針により、容器包装リサイクル協会に円滑な引渡しを行うこととされており、今後も同様の処理を進めながら、必要に応じて検討を続けてまいります。 (資源循環推進課)	○措置済 使用済み乾電池については、水銀を含んでいる外国産の電池が流通している状況もあり、他都市の処理方法の調査結果を踏まえ、今後も従来と同様の処理による再資源化を進めます。 (資源循環推進課) ○措置済 容器包装リサイクル法に基づく基本方針により、容器包装リサイクル協会に円滑な引渡しを行うこととされており、今後も同様の処理を進めてまいります。 (資源循環推進課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
110	X II. 盛岡市玉山廃棄物処分場 平成25年度以降の当処分場のあり方について 岩手・玉山環境組合による中間処理後発生する玉山区の焼却灰、灰固化物、不燃残渣は、平成25年度以降は玉山廃棄物処分場での埋立が構想されている。しかし、現在未稼働の埋立処分施設を再稼働させるには埋立業務要員の確保や埋立業務車両の調達といった追加コストが必要であるため、残り十余年の埋立能力しか有しない当処分場の再稼働には今一度検討を要すると思われる。 当処分場を再稼働するとした場合の追加コストとリサイクルセンターへ運搬することとした場合の追加コスト（市が直接運搬するのか、岩手・玉山環境組合に委託するのか、といった運搬形態を含む運搬コスト）を今一度比較検討したうえで、今後の方針を確認すべきである。	リサイクルセンターの埋立処分場に玉山区の焼却灰等を搬入するには、地元の理解を得られることが大前提であり、今のところ搬入については難しいと考えておりますが、コスト面や管理運営面など総合的に検討した上で判断してまいります。 （廃棄物対策課・税務住民課）	○措置済 平成25年度以降、リサイクルセンターの埋立処分場に玉山区の焼却灰等を搬入することについて、コスト面だけをもって地元の理解を得られることは難しいと考えておりますが、玉山廃棄物処分場の搬入再開前に、コスト面及び管理運営面なども含めて総合的に検討した上で判断することとしております。 （廃棄物対策課・税務住民課）

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
115	XⅢ. 収集センター（三ツ割収集センター・門収集センター） (1) 旧施設の解体について 解体事業の具体的な計画策定のため、最新の解体工事費用の見積りを取り寄せるべきである。 解体時には土壌汚染の状況を任意で調査することを検討すべきである。 解体事業の開始時期、財源の計画、解体後跡地の有効活用の具体的な内容を含む総合的な計画を策定し、早期解体を促進すべきである。	現在、廃棄物処理施設全体の整備構想を検討しており、具体的な計画を立案していく中で、解体工事費用の見積もり徴取と土壌汚染状況の調査も含めて、解体に向けた総合的な計画を策定し、早期解体を進めてまいります。 (廃棄物対策課)	○措置済 廃棄物処理施設全体の整備計画策定作業を進める中で解体時期を検討してまいります。 (廃棄物対策課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
116	(2) 収集業務の今後のあり方について 現状の3人1班体制を仮に3人から2人とした場合の人件費減少額を算出することや、15時以降業務終了時間17時までの2時間ほどの職員の労働力の有効利用を検討することは、現状の収集業務にかけている人件費を今後新たな清掃サービスの提供や市の他の業務に充当することを検討する際に、有用なデータを提供したものであると考える。 市のごみ収集業務の民間委託は望ましい方向であると考えられ、民間委託を加速すべきである。ただし、天災等における市の緊急活動の必要性が生ずることを考慮すると、全面的な民間委託の可否の判断に当たっては、極めて慎重な検討を要するものとする。	委託業務について多面的に検証を進め、計画的な委託の推進を図りながら、災害時の対応のほか、高齢者等でごみ出しができない市民に対する戸別収集など新たなサービスの可能性を検討し、市民の期待に応えるよう努めてまいります。 (資源循環推進課)	委託業務の計画的な推進を図っており、併せて災害時における緊急物資支援活動及び高齢者等自力でごみ出しができない世帯に対する戸別収集制度について、年度内のモデル事業実施に向け検討を進めております。 (資源循環推進課)